

## 特定外来生物被害防止基本方針に係るパブリックコメントにおいて提出された個別の種に関する 主な意見の概要

<セイヨウオオマルハナバチ> 27件

主な意見	セイヨウオオマルハナバチを特定外来生物に指定しないでほしい。
	セイヨウオオマルハナバチは、トマト栽培等において必須の省力交配方法となっており、利用禁止となると生産者にとって多大の交配労力を必要とすることとなる。
	防虫ネット等により飛散防止対策を徹底し、逸出対策を講じているので、指定にあたっては十分な配慮をお願いする。
	指定にあたって、学識経験者の意見聴取だけでなく、使用者等産業界からの幅広い意見聴取が重要。
	マルハナバチのように個体自体が大量で1セットの場合、飼養許可は、ロット単位での申請とすべきであり、地域単位で一括した申請方法を検討すべきである。使用者個々の申請では、時間的にも、事務的にも煩雑で非現実的である。
	マルハナバチのように繁殖を前提に飼養するものは、飼育施設基準を遵守した使用を明確に規定すべきであり、許可の表示も簡略なものにすべき。農業分野では、施設毎に使用するため、数量的に多くなり、一箇所の表示で全体を表す表示で可とすべき。
	特定外来生物に選定する際には、被害に係る現在の状況とその程度についての基準を設けるなど、利用者側の十分な理解が得られるよう検討すること。
	利用者に与える経済的な影響を可能な限り軽減できるよう代替物及び代替技術についての意見聴取も行うなど、代替物の可能性についても十分検討した上で選定されるよう配慮すること。
	セイヨウオオマルハナバチについては、特定の審議会委員の影響で、昨年の中央環境審議会の答申において、意図的に情報がデフォルメされ、危機感を煽り、当該種の利用規制を加速させていった。盗蜜、ポリプダニの媒介、資源獲得競争の激化等のいずれをとっても悪影響の事実や悪影響があるとの知見はない。一方的な思いこみをした研究者が権威をもって言いふらし、それを公的に認めてしまったことが問題。
	セイヨウオオマルハナバチの野外での定着についてはメーカー側の不行き届きがあったのも事実。しかし、導入当初、複数の学識経験者と呼ばれる人たちが関与しており、メーカーは彼らの意見をもとに行動してきたのも事実。そのときの学識経験者と呼ばれる人々は、今、何をしており、また、この法律にどう関与しているのか。